別紙

建設工事における社会保険等加入の資格要件について

※　社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の３保険のことです。

1　社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は、提出書類の１つである「経営事項審査の総合評定値通知書」の写しの「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

○ 全ての社会保険等の加入の有無が「有」又は「除外」
⇒　社会保険等に加入しているものとします。
○ いずれかの社会保険等の加入の有無が「無」
⇒　社会保険等に未加入とします。

2　経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

「経営事項審査の総合評定値通知書」では「無」に該当しているが、「入札参加資格審査申請日現在で社会保険等に加入していることが確認できる資料」を提出した場合は、社会保険等に加入しているものとします。

⑴　健康保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※　年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が０円になっていることを確認します。

⑵　厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	提出資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し

※　前述 ⑴ ⑵ について
健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので、１部提出してください。
加入したばかりで前述の領収書が未到達の場合は、次のア、イどちらかを提出してください。
ア　「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）
イ　「適用通知書」の写し

⑶　雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し＋領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し＋領収書の写し

上記の確認資料が用意できない場合は、事務組合発行の加入証明書等の提出をお願いします。

加入したばかりで上記の申告書・通知書・領収書が未到達の場合は、次のいずれかの確認資料を提出してください。

ア　「雇用保険加入済確認願」の原本

イ　「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し

ウ　「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し